

防衛省における自衛隊の施設の取得等に関する訓令(平成19年防衛省訓令第66号)第36条第1項の規定に基づき、海上自衛隊における施設の取得等に関する達を次のとおり定める。

平成19年8月30日

海上幕僚長 海将 吉川 榮治

海上自衛隊における施設の取得等に関する達

目次

第1章 総則(第1条―第5条)

第2章 基本計画書資料の作成等(第6条―第8条)

第3章 工事(第9条―第14条)

第4章 雑則(第15条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この達は、海上自衛隊における施設の取得等に係る業務の所掌区分及び実施手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 海上自衛隊における施設の取得等については、防衛省における自衛隊の施設の取得等に関する訓令(平成19年防衛省訓令第66号。以下「訓令」という。)、その他の法令又はこれらに基づく特別の定めのあるもののほか、この達の定めるところによる。

(定義)

第3条 この達において用いる用語の意義は、訓令に定めるところによる。

(取得等要求機関の長の指定)

第4条 訓令第4条第7号ウの規定により、海上幕僚長(以下「海幕長」という。)が指定する取得等要求機関の長及びその所掌区分は、別表のとおりとする。

(取得等要求機関の長の所掌業務)

第5条 取得等要求機関の長は、前条の所掌区分内における施設の取得等に関して、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 施設の取得等の計画及び実施に係る要望に関すること。

- (2) 施設の取得等の計画及び実施における地方防衛局長等との協議又は連絡調整に関すること。
- (3) 施設の取得等に伴う報告に関すること。
- (4) 部隊外注工事の実施に関すること。

第2章 基本計画書資料の作成等

(基本計画書資料の作成)

第6条 取得等要求機関の長は、地方防衛局長等と連絡調整のうえ、基本計画書の作成に必要な資料を作成し、対象年度の前年度の2月15日までに海上幕僚監部防衛部長（以下「海幕防衛部長」という。）に送付するものとする。

(変更基本計画書資料の作成等)

第7条 取得等要求機関の長は、訓令第7条第1項各号及び訓令第10条第2項に該当する基本計画書の変更を必要とする場合は、地方防衛局長等と連絡調整のうえ、基本計画書の変更に必要な資料を作成し、速やかに海幕防衛部長に送付するものとする。

(実施計画書資料の作成)

第8条 取得等要求機関の長は、部隊施工工事及び部隊外注工事を除く施設の取得等に係る基本計画書又は変更基本計画書が承認された旨の通知を受けた場合には、実施計画書の作成に必要な資料を作成し、速やかに海幕防衛部長に送付するとともに、実施計画書の作成について地方防衛局長等と連絡調整を行うものとする。

第3章 工 事

(直轄工事及び委託工事)

第9条 取得等要求機関の長は、直轄工事及び委託工事に関する設計、施工、工程管理及び予算の執行について、地方防衛局長等と緊密に連絡調整を行い、工事的の完全な実現を期するよう努めるものとする。

(部隊施工工事)

第10条 部隊施工工事の実施者は、実施計画書を作成するのに必要な資料の送付を受けた場合には、速やかに実施計画書を作成し、海幕長に上申するものとする。

2 取得等要求機関の長は、部隊施工工事の実施者が実施計画書を作成する際は、部隊施工工事の実施者と緊密に連絡調整を行い、必要な協力を行うものとする。

(部隊施工工事の実施)

第11条 部隊施工工事の実施者は、海幕長から工事实施の命を受けた場合には、実施設計書（別紙様式第1）及び施工計画書（別紙様式第2）を作成し、関係法令の規定に基づく着工前に必要な諸手続を行い、速やかに工事を行うものとする。

(部隊外注工事の実施者の指定)

第12条 訓令第20条の規定により、海幕長が指定する部隊外注工事の実施者は、

取得等要求機関の長とする。

(部隊外注工事の実施)

第13条 取得等要求機関の長は、部隊外注工事に関する工事基本計画書又は変更工事基本計画書が承認された旨の通知を受けた場合には、当該部隊外注工事に係る実施計画書を速やかに作成し、海幕長に上申するものとする。

2 取得等要求機関の長は、部隊外注工事の実施に当たって基本計画書の変更を必要とする場合には、基本計画書を変更するうえで必要な資料を作成し、海幕防衛部長に送付するものとする。

3 部隊外注工事の実施者は、実施計画書の承認を受けたときは、関係法令の規定に基づく着工前に必要な諸手続を行い、速やかに工事を行うものとする。

(工事中の事故報告等)

第14条 取得等要求機関の長は、所掌区分における直轄工事又は委託工事において、工事の遂行及び部隊運用に支障をきたすおそれのある事故が発生した場合には、速やかに海幕防衛部長に通報するものとする。

2 海幕防衛部長は、前項の通報を受けた場合は、訓令第29条第1項に示す処理について検討し、海幕長に報告するものとする。

第4章 雑 則

(委任規定)

第15条 この達に定めるもののほか、この達の実施に関し必要な事項は、取得等要求機関の長が定める。

附 則

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則〔体制移行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達〕

この達は、平成20年3月26日から施行する。

附 則〔海上自衛隊第2術科学校の内部組織に関する達の一部を改正する達〕

この達は、平成22年4月1日から施行する。

附 則〔海洋業務群等の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達〕

この達は、平成27年12月1日から施行する。

別表（第4条関係）

番号	取得等要求機関の長	所掌区分
1	横須賀地方総監	横須賀警備区内の施設（自衛隊横須賀病院の施設を含む。）。ただし、海上自衛隊東京業務隊司令、海上自衛隊航空補給処長、第4航空群司令、第21航空群司令及び下総教育航空群司令の所掌区分に属するものを除く。
2	呉地方総監	呉警備区内の施設（自衛隊呉病院の施設を含む。）。ただし、海上自衛隊第1術科学学校長、第31航空群司令、徳島教育航空群司令、阪神基地隊司令及び第24航空隊司令の所掌区分に属するものを除く。
3	佐世保地方総監	佐世保警備区内の施設（自衛隊佐世保病院の施設を含む。）。ただし、第1航空群司令、第5航空群司令、第22航空群司令、小月教育航空群司令、下関基地隊司令及び沖縄基地隊司令の所掌区分に属するものを除く。
4	舞鶴地方総監	舞鶴警備区内の施設（自衛隊舞鶴病院の施設を含む。）。ただし、第23航空隊司令の所掌区分に属するものを除く。
5	大湊地方総監	大湊警備区内の施設（自衛隊大湊病院の施設を含む。）。ただし、第2航空群司令、函館基地隊司令及び第25航空隊司令の所掌区分に属するものを除く。
6	海上自衛隊東京業務隊司令	市原送信所、飯岡受信所及び東京音楽隊の施設並びに海上幕僚監部及び東京都（特別区に限る。）に所在する各部隊の隊員の宿舍施設
7	海上自衛隊第1術科学学校長	江田島地区内の施設。ただし、呉地方総監の所掌区分に属する飛渡瀬燃料貯蔵所、切串弾薬庫及び秋月電らん倉庫地区を除く。
8	海上自衛隊航空補給処長	海上自衛隊航空補給処の施設
9	第1航空群司令	鹿屋航空基地所在部隊、鹿児島音響測定所及びえびの送信所の施設
10	第2航空群司令	八戸航空基地所在部隊の施設

11	第4航空群司令	厚木航空基地及び硫黄島航空基地(南鳥島を含む。)所在部隊の施設
12	第5航空群司令	那覇航空基地所在部隊の施設。ただし、航空自衛隊那覇基地司令の所掌区分に属するものを除く。
13	第2-1航空群司令	館山航空基地所在部隊の施設
14	第2-2航空群司令	大村航空基地所在部隊の施設
15	第3-1航空群司令	岩国航空基地所在部隊の施設
16	下総教育航空群司令	下総航空基地所在部隊等の施設
17	徳島教育航空群司令	徳島航空基地所在部隊の施設
18	小月教育航空群司令	小月航空基地所在部隊の施設
19	阪神基地隊司令	阪神基地隊の施設
20	下関基地隊司令	下関基地隊の施設
21	沖縄基地隊司令	沖縄基地隊及び沖縄海洋観測所の施設
22	函館基地隊司令	函館基地隊の施設
23	第2-3航空隊司令	舞鶴航空基地所在部隊の施設(宿舎を除く。)
24	第2-4航空隊司令	小松島航空基地所在部隊の施設
25	第2-5航空隊司令	大湊航空基地所在部隊の施設(宿舎を除く。)

別紙様式第1（第11条関係）

実施設計書

年 月 日

作成者名

1 工 事 件 名						
2 工 事 金 額						
3 工 期						
4 工 事 場 所						
5 実施部隊名						
6 工事費内訳明細書						
名 称	品質形状	単 価	単 位	数 量	金 額	備 考

- (注) 1 この実施設計書は、工事項目の各工事件名ごとに作成するものとし、工事件名欄には該当工事の工事項目番号を括弧書きする。
- 2 仕様書及び設計図を添付するものとする。
- 3 設計図は、原則として、案内図及び工事の主な部分の平面図、断面図等とする。

別紙様式第2（第11条関係）

施 工 計 画 書

年 月 日

作成者名

1	工 事 件 名
2	工 事 場 所
3	予 算 額
4	工 事 内 容
5	工事規模（人・日）
6	工 期
7	訓 練 課 目
8	編成装備の概要
9	輸 送 方 法
10	宿 泊 給 養
11	実 施 部 隊
12	増 援 部 隊
13	添 付 図 面
14	参 考

（注） 1 工事規模は、実施人数及び所要日数を記すものとする。

2 この施工計画書には、工程表を添付するものとする。